

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

あなたは基本給付（再支給分）の対象者です！

1. 支給対象者

- 令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の支給を受けている方

2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

3. 給付金の支給手続き

- 基本給付（再支給分）は申請不要で受け取れます。
- 東大阪市から、令和2年12月24日（木）に支給されます。

【ご注意ください】

- 前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更を東大阪市に申し出てください。
- 基本給付（再支給分）の支給を希望されない方は、その旨を、東大阪市に申し出てください。

問合せ先 制度について 「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903（平日9:00～18:00）

その他について 東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策事業室
06-4309-3007（平日9:00～17:30）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”ご注意

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。